

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	障害者自立支援ネットワークにおける外部提供について
--------	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

- ◆第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課： 福祉部 障害者福祉課 相談支援係）

事業の概要

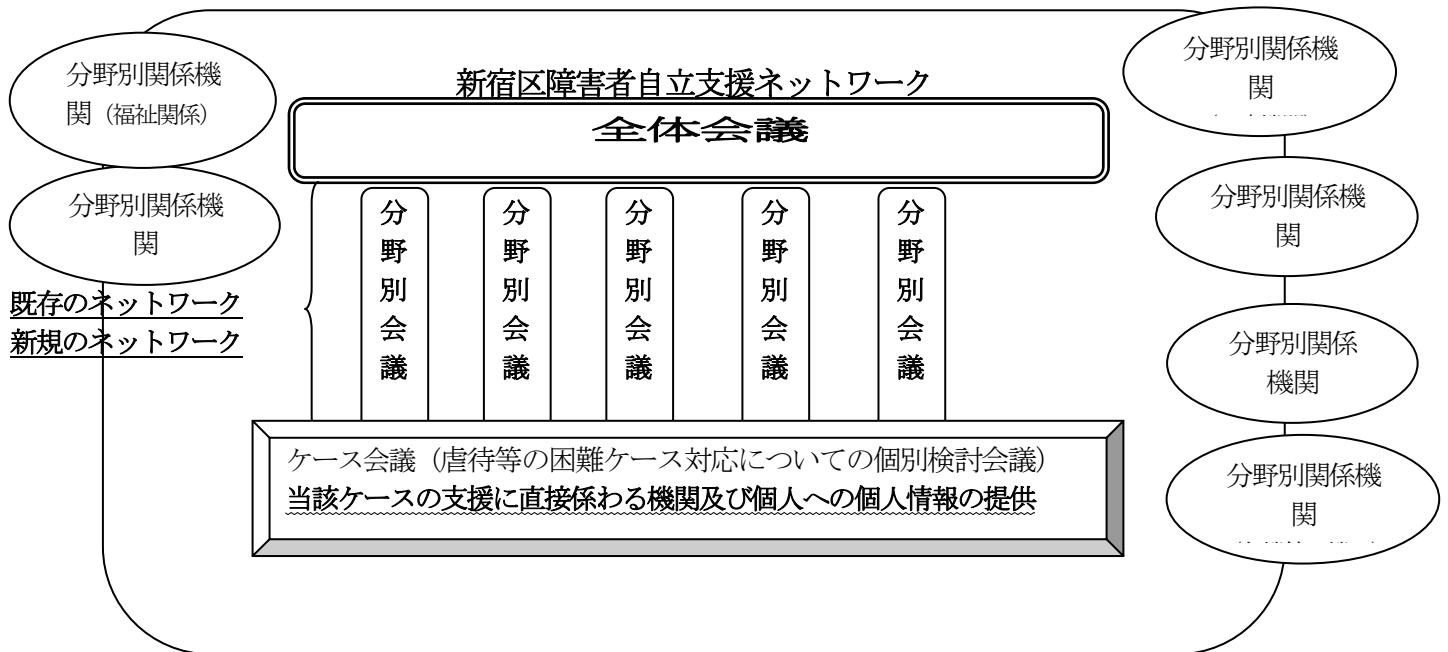
事業名	新宿区障害者自立支援ネットワーク
担当課	障害者福祉課
目的	新宿区内の障害者の福祉に関連する職務に従事する関係機関等との効果的な連携を確保することにより、障害者・児及びその障害者・児を介護する家族等に対する支援を適切に実施する。
対象者	支援を必要とする障害者・児及びその障害者・児を介護する家族等
事業内容	別紙のとおり

「新宿区障害者自立支援ネットワーク」と
「ケース会議（虐待等困難ケース対応についての個別検討会議）」の概要

1 「新宿区障害者自立支援ネットワーク」について

新宿区内の障害の福祉に関連する職務に従事する関係機関等の間の効果的な連携を確保することにより、障害者・児及びその障害者・児を介護する家族等に対する支援を適切に実施する。

※ このネットワーク全体に個人情報の提供を行うわけではない。



ネットワークの構成機関

	分野別関係機関	公的機関	その他の機関及び個人
1	福祉	障害者支援に係わる行政機関、障害者相談員、新宿区社会福祉協議会	障害者支援施設(通所施設、入所施設)、居宅介護支援事業所(ホームヘルパー)
2	保健	保健所、保健センター、区民健康センター	
3	医療	国立の医療機関の医師及び医療福祉相談室ケースワーカー	新宿区医師会、民間の医療機関の医師及び医療福祉相談室ケースワーカー
4	教育	教育委員会、特別支援学校・学級	
5	就労	ハローワーク、新宿区勤労者仕事支援センター、広域障害者就労支援機関(国立障害者職業リハビリテーションセンター)	特例子会社(障害者雇用を行っている企業)の支援担当者
6	危機管理	危機管理に係わる行政機関、警察、消防	

2 「ケース会議（虐待等の困難ケース対応についての個別検討会議）」について

◆ケース会議の対象となる事例

- (1) 虐待の発生防止、早期発見 (2) 虐待への対応 (3) 本人・家族への支援提供困難

ケース会議の実施にあたっては本人・家族の同意の上で実施するのが原則である。しかし、障害者・児の生命及び財産に係わる緊急かつやむを得ない事情に際して、本人・家族による同意が困難なケース(上記(1)～(3)に該当する場合)については、障害者福祉課が本人の支援に係る担当者を招集してケース会議を実施する。

3 「ケース会議（虐待等の困難ケース対応についての個別検討会議）」において外部提供する機関・個人 障害者自立支援ネットワーク設置要綱（平成21年6月15日 21新福障相第1839号 福祉部長決定）に基づくネットワークの構成機関の中から、障害者福祉課が招集する当該ケースの支援に直接かかわる機関及び個人。

このケース会議の構成メンバーは対象者が抱えている問題によって異なるが、主なメンバーとしては障害者支援の総合相談窓口である障害者福祉課、虐待の背景にあることの多い精神障害に対応する区の保健センター、地域で障害者の直接支援に係わり家庭の状況を知りうることの多い障害福祉サービス提供事業所（通所施設、居宅介護事業所及び移動支援事業所（ホームヘルパー））、地域の民生委員、生活保護担当ケースワーカー、社会福祉協議会、医療機関、警察、消防などの機関や職員など支援に直接かかわる機関及び個人を招集して実施する。（例として次ページの事例参照）

4 これまでの対応と近年の社会的背景

これまでは、個人情報保護の観点から、ケース会議は民間事業所を省いて実施していたが、実際には直接支援にあたる福祉関係機関を含めた情報共有、ケース検討会議の実施が必要とされている。

今年度、障害者・児及びその家族等に対する支援を適切に実施するため、支援関係機関等との効果的な連携を図るための「新宿区障害者自立支援ネットワーク」を設置するにあたり、かねてから懸案事項であった、虐待等の困難ケース対応について必要な個別検討会議＝「ケース会議」を実施するための仕組みづくりを行う。

平成18年10月施行の「障害者自立支援法」では市町村等の責務として、次のように定められている。

第二条第三項

「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害者福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のために関係機関と連絡調整を行うこととその他障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行うこと。」

また現在、国において障害者に関する虐待防止法について検討されている状況である。

【参考】当該ケースの支援に直接かかわる機関及び個人

【虐待の発生防止と対応についての事例】

母親と、知的障害の子（成人）の2人暮らし。生活保護世帯。母はアルコール依存あり。本人の精神状態が不安定で、通所施設でもトイレの水を流し続ける等のこだわり行動が強い。しばらく入浴していない様子や、痣など怪我がみられるが、本人に尋ねても理由を言わない。

(1) 本人及び家族に関する関係機関からの情報収集

行政	民生委員（特別職の地方公務員）
民間	通所作業所 個別ケース担当者（社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士）
民間	障害者自立支援法 地域生活支援事業 移動支援事業所（ホームヘルパー）

(2) 本人及び家族に関する関係機関を構成員としたケース会議の実施

		関係機関	守秘義務
本人 ・ 家族	行政	障害者福祉ケースワーカー	新宿区個人情報保護条例・区長が行う個人情報保護事務に関する規則
	行政	生活保護ケースワーカー	地方公務員法
	行政	保健センター 保健師	保健師助産師看護師法
	民間	通所作業所 個別ケース担当者 （社会福祉士、精神保健福祉士又は介護福祉士）	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（局長通達） 社会福祉法人の就業規則 社会福祉士及び介護福祉士法 精神保健福祉士法
	民間	障害者自立支援法 移動支援事業所 （ホームヘルパー）	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「福祉関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（局長通達）
民間	医療機関（精神科）主治医	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（局長通達） 医師法・刑法 	

件名 新宿区障害者自立支援ネットワークにおける外部提供について

区保有情報		外部提供先及び提供情報	
保有課 (担当課)	障害者福祉課	提供先	虐待等困難ケース対応についての個別検討会議の構成員
登録業務の名称	新宿区障害者自立支援ネットワーク	提供先業務の名称	新宿区障害者自立支援ネットワーク 「ケース会議 (虐待等困難ケース対応についての個別検討会議)」
情報はどのような媒体に記録されているか	紙 (障害者相談記録表)	情報はどのような媒体で提供されるのか	紙 (障害者相談記録表)
登録業務で保有している情報項目は何か	1 対象障害者 (1)氏名(2)生年月日(3)性別 (4)障害内容 2 家族 (1)氏名(2)生年月日(3)性別 (4)構成員 3 相談者 (1)氏名(2)対象者との関係 (3)職業(4)連絡先 3 相談 (1)趣旨(2)内容 4 連携 (1)関係機関名(2)担当者 (3)連絡先 5 支援内容 (1)サービス内容(2)他機関との連携(3)その他	左欄のうち提供される情報項目	1 対象障害者 (1)氏名(2)生年月日(3)性別 (4)障害内容 2 家族 (1)氏名(2)生年月日(3)性別 (4)構成員 3 相談者 (1)氏名(2)対象者との関係 (3)職業(4)連絡先 3 相談 (1)趣旨(2)内容 4 連携 (1)関係機関名(2)担当者 (3)連絡先 5 支援内容 (1)サービス内容(2)他機関との連携(3)その他
何のために保有しているのか	障害者自立支援法の障害者相談支援事業として、障害者とその家族への総合的な相談に応じ、福祉サービスの利用援助を行うとともに、虐待の防止や早期発見等の適切な支援を行うため。	何のために提供を希望するのか	「ケース会議 (虐待等困難ケース対応についての個別検討会議)」において、正確な情報の収集と交換を行い、適切な支援を行うため。

<p>提供に当たっての区としての情報保護対策は何か</p>	<p>1 新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱で守秘義務について定める。 2 新宿区障害者自立支援ネットワーク登録申請書の提出（個人情報守秘義務に関する規定の確認）</p>	<p>提供先としての情報保護対策は何か</p>	<p>個人情報を掲載した資料は、ケース会議終了時にそのつど回収する。</p>
<p>緊急時の提供の場合における本人通知の状況</p>	<p>*****</p>	<p>外部提供の時期</p>	<p>ケース会議開催時（必要などに随時開催） 平成21年7月24日 から以降継続</p>

新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱

平成 21 年 6 月 15 日 21 新福障相第 1839 号 福祉部長決定

(設置)

第 1 条 障害者及び障害児（以下「障害者・児」という。）が地域で自立した生活を送るための支援（以下「支援」という。）を行うにあたって、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労その他関係する機関、事業所、並びに、障害の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）間の効果的な連携を確保することにより、障害者・児及びその障害者・児を介護する家族等（以下「障害者等」という。）に対する支援を適切に実施するため、新宿区障害者自立支援ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(ネットワークと新宿区障害者地域自立支援協議会との関係)

第 2 条 ネットワークは、新宿区障害者地域自立支援協議会（平成 19 年 3 月 1 日 18 新福障相第 5475 号福祉部長決定 新宿区障害者地域自立支援協議会設置要綱）と連携を図り実施するものとする。

(所掌事務)

第 3 条 ネットワークの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 関係機関等が実施する障害者地域自立支援に関する状況の把握及び関係機関等相互の連絡調整に関すること。
- (2) 障害者・児に対する虐待の発生防止、早期発見及び虐待への対応、並びに、権利擁護に関する必要な支援に関すること。
- (3) 総合的かつ計画的な障害者地域自立支援を円滑に実施するための連携に関すること。
- (4) 障害者地域自立支援を行う相談窓口の相談員、並びに、サービス提供事業所従事者等に対する資質及び技術向上のための研修等に関すること。
- (5) 障害者地域自立支援を円滑に行うための障害理解及び啓発に関すること。
- (6) その他区長が必要と認める事務

(ネットワークの構成)

第 4 条 ネットワークは、新宿区内の福祉、保健、医療、教育、就労、危機管理・警察・消防、その他事業所、並びに、障害の福祉に関連する機関により構成されるものとする。

2 ネットワークには、全体会議及び分野別会議を置き、関係機関等に所属する者が会議に参加するものとする。

(事務局)

第 5 条 ネットワークの事務局は、全体会議については福祉部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）が行うものとし、分野別会議については各分野別会議に所属する関係機関等のうちから事務局を担う機関を定め行うものとする。

2 第 9 条に規定するケース会議は、障害者福祉課が事務局を行うものとする。

(守秘義務について)

第6条 ケース会議を実施するにあたっては、障害者・児及び介護する家庭の同意に基づき行うこととする。ただし、障害者・児の生命及び財産に係わる緊急かつやむを得ない事情に係わるケース会議を行なう場合には、各関係機関等が定めた個人情報に関する守秘義務規定に基づき、各関係機関等の責任の範囲で行うものとする。

(全体会議)

第7条 第4条に規定する全体会議は、福祉部長が招集するものとする。

- 2 全体会議は、別表1に掲げる関係機関等をもって構成する。
- 3 全体会議の会長（以下「会長」という。）は、福祉部長の職にある者をもって充てる。
- 4 全体会議の副会長（以下「副会長」という。）は、会長が指名する者をもって充てる。
- 5 全体会議は、会長が会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 会長は、特に必要と認めるときは、全体会議の構成員以外の者を全体会議に出席させることができる。

(分野別会議)

第8条 第4条に規定する分野別会議は、区が事務局として参加する会議については、障害者福祉課長又は所管課長等（以下「課長」という。）が招集する。また、区が事務局として参加していない会議については、各分野別会議が事務局と定めた関係機関等に所属する者（以下「代表者」という。）が、招集するものとする。

- 2 分野別会議は、別表2に掲げる会議とする。
- 3 分野別会議の会長（以下「分野別会長」という。）は、課長又は代表者の職にある者をもって充てる。
- 4 分野別会議の副会長（以下「分野別副会長」という。）をあらかじめ定め分野別会長が指名する者をもって充てることのできるものとする。
- 5 分野別会議は、分野別会長が会務を総理する。
- 6 分野別会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、分野別副会長がその職務を代理できるものとする。
- 7 分野別会長は、特に必要と認めるときは、分野別会議の構成員以外の者を分野別会議に出席させることができる。

(ケース会議の会議内容)

第9条 会長は、支援の具体的な内容等を検討するため、関係機関等に所属する者を招集し、必要に応じケース会議を行うことができる。

- 2 ケース会議で行う検討事項は、次のとおりとする。
 - (1) 支援が必要な障害者・児及びその介護を行う家族等（以下「ケース対象者」という。）に関する状況の把握、並びに、問題点の確認に関すること。

- (2) ケース対象者に関する実施方法の確立に関すること。
 - (3) 前号に基づくケース対象者に関する実施に関すること。
 - (4) ケース対象者に関する実施に係る経過の報告及び新しい情報の共有化に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事務
- 3 ケース会議に参加する関係機関等の構成員等、検討が必要な事項は、会長が指名する者（以下「進行役」という。）がケース会議を所掌し、必要な検討事項に参加する関係機関等と調整し定める。
- 4 会長は、必要と認めたときは、構成員以外の者をケース会議に参加させることができる。
- 5 進行役は、ケース会議を行った場合は、事務局を経由して、会長に報告をおこなうものとする。

（研修及び啓発等）

第10条 第3条第4号及び第5号に規定する事務については、障害者福祉課が関係機関等と連携を図り、実施するものとする。

（スーパーバイズについて）

第11条 会長は、ネットワークの運営にあたり、専門的知識及び指導的技術が必要な場合は、スーパーバイズを医師及び学識経験者等に依頼し、ケース会議、並びに、関係機関等が行う会議において、指導助言を求めることが出来るものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

別表1

1	福祉関係機関	障害者支援に係わる行政機関、区内障害者施設、相談員、ピアカウンセラー、社会福祉協議会等
2	保健関係機関	保健所、保健センター、健康センター等
3	医療関係機関	新宿区医師会、区内病院等
4	教育関係機関	教育委員会、特別支援学校・学級等
5	就労関係機関	ハローワーク、新宿区勤労者仕事支援センター、広域障害者就労支援機関等
6	危機管理関係	危機管理に係わる区行政機関、警察、消防等

なお、ネットワークに参加する機関については、参加機関の守秘義務規定を確認した上で別に定める。

別表 2

分野別会議	
1	障害者相談支援窓口連絡会
2	障害者就労支援ネットワーク会議
3	進路対策連絡会
4	身体・知的相談員連絡会
5	ピアカウンセラー懇談会
6	東京消防庁緊急通報システム協力員連絡会・事務連絡会
7	障害福祉サービス事業所懇談会

なお、分野別会議に参加する機関等については、別に定める。

新宿区障害者自立支援ネットワーク運営要領

平成 21 年 6 月 15 日 21 新福障相第 1838 号 障害者福祉課長決定

(目的)

第 1 条 新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱（平成 21 年 6 月 日 21 新福障相第 号福祉部長決定）以下「要綱」という。）の運営を円滑に進めるために必要な細目事項について定める。

(ネットワークへの登録)

第 2 条 要綱第 4 条に規定するネットワークへの新規登録及び登録取消しについては、個人情報に関する守秘義務規定が定められている機関からのネットワーク登録・登録取消申請書（様式 1）による申し出により行うものとする。

(ケース会議の実施について)

第 3 条 要綱第 4 条に規定するネットワークを構成する機関において、障害者及びその家族への具体的な支援内容等の検討を行うためにケース会議を開催するにあたって、関係機関等に所属する者の招集をネットワーク会長に依頼する場合には、ケース会議開催要請書（様式 2）を用いて行うこととする。

- 3 会長が、関係機関等に所属する者を招集しケース会議を行う際には、ケース会議進行役依頼書（様式 3）によりケース会議を所掌する進行役を指名する。
- 2 会長が、関係機関等に所属する者を招集しケース会議を行う際には、ケース会議参加依頼書（様式 4）により通知を行うものとする。
- 4 進行役はケース会議報告書（様式 5）により、ケース会議の概要を会長に報告するものとする。
- 5 この要領の規定にない細目事項については、別に決定を受け処理する。

附則

- 1 この要領は平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

新宿区障害者自立支援ネットワーク登録・登録取消申請書

新宿区障害者自立支援ネットワークの構成機関名簿への登録・登録取消を申請します。

年 月 日

機関名

個人情報守秘義務に関する規定の名称

※ 確認できる根拠（いずれかに記入して下さい。）

1 法令等名称

2

ホームページ等で公開されている規定

3

別紙添付

様式2 新宿区障害者自立支援ネットワーク ケース会議開催要請書

新宿区障害者自立支援ネットワーク会長様

支援機関代表者名

次のとおり、新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱第9条に規定するケース会議の開催を要請します。

支援機関名	電話
担当者氏名	
支援対象者 氏名	
開催要請の理由	
本人の状況	
検討したい項目	
ケース会議への参加 が必要と思われる機 関・担当者	

様式3 新宿区障害者自立支援ネットワーク ケース会議進行役依頼書

支援機関代表者様

新宿区障害者自立支援ネットワーク会長

新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱第9条に規定する下記のケース会議の実施に際して、貴支援機関の支援担当者を進行役として指名します。ご協力方よろしくお願
いいたします。

進行役依頼 担当者氏名	
----------------	--

【実施予定ケース会議概要】

支援対象者 氏名	
このケース会議の 実施要請機関 ・担当者	
ケース会議 開催の理由	
本人の状況	
検討したい項目	
参加予定 支援機関等	
備考	

支援機関代表者様

新宿区障害者自立支援ネットワーク会長

新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱第9条に規定するケース会議を下記のとおり実施いたしますので、担当の方のご出席についてご配慮いただきますようお願いいたします。

参加依頼 担当者氏名	
開催日時	平成 年 月 日 ()
開催場所	
支援対象者 氏名	
ケース会議 開催の理由	
本人及び家族の 参加について	
本人の状況	
検討したい項目	
参加予定 関係機関	

新宿区障害者自立支援ネットワーク会長様

新宿区障害者自立支援ネットワーク設置要綱第9条に規定するケース会議の実施内容について、下記のとおり報告します。

報告者(進行役)氏名

開催日時	開催場所	支援対象者氏名	本人及び家族の参加
平成 年 月 日()			

会議出席者	所属	氏名	所属	氏名
	進行役			
	記録者			
本人の状況				
検討した項目				
検討内容				
今後の方向性				
残された課題				